

料金受取人払郵便
水口局承認
146
差出有効期間
令和3年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

5 2 8 8 7 9 0

甲賀市水口町水口六〇五三番地

(受取人)
甲賀市長
宛

市長への手紙

まちづくりに関して広く皆さんのご意見をお寄せください 市長への手紙

まちづくりの主役は市民の皆さんです。行政だけではなく、市民の皆さんとともにオール甲賀でまちづくりを進めることが大切です。子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと活躍できるまちをつくるため、ご意見やご提言をいただく「市長への手紙」をお待ちしています。

いただいたお手紙は市長が読ませていただき、ご記名いただいた方には返信します。「市長への手紙」は、このページの用紙を切り取っていただくか、秘書広報課や各地域市民センター等にも置いていますので、ご利用ください。

問合せ 秘書広報課 広報広聴係
☎69-2101 ☎63-4619

地域総合センターをご利用ください

市内には、集会室、和室、学習室などの部屋を備えた7箇所の地域総合センターがあります。貸館や生活・人権に関わる相談を行っています。ぜひお気軽にご利用ください。

- 宇川会館*
- 大久保教育集会所
- かえで会館**
- 上野教育集会所
- 牛飼教育集会所
- 西教育集会所*
- 清和会館

開館日時
月～金の8時30分～17時15分

※宇川会館およびかえで会館は、土曜日も開館しています。
★児童館併設施設
(親子を対象とした事業あり)



▲かえで会館にある移動式ミラー。ダンスや体操などにご利用いただけます。

問合せ 人権推進課 人権政策係
☎69-2148 ☎63-4554

国民健康保険に加入の皆さんへ 医療費が高額になりそうなとき 限度額適用認定証の交付

事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提出することで、一か月の医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額でとめることができます。

認定証が必要な場合は、左記のとおり申請をお願いします。

※保険税の未納がある場合、交付を受けられない場合があります。

● **申請場所**
保険年金課または旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター

● **持参するもの**
被保険者証、認印
課税証明書(今年1月1日に市内に住所のない方は必要)

《**現在、認定証をお持ちの方**》
認定証の有効期限は7月31日となっていますので、引き続き必要な場合は、8月1日以降に改めて申請してください。

70歳から74歳までの方は、住民税非課税世帯の方および、現役並み所得者(窓口負担3割)のうち、現役並みⅡ(課税所得380万円以上)と現役並みⅠ(課税所得145万円以上)の方も「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

● **被保険者証の送付のお知らせ**
8月1日から有効の新しい被保険者証は7月中旬に送付します。

70歳から74歳までの方に交付する「高齢受給者証」は「被保険者証」と一体化されます。

問合せ 保険年金課 国保年金係 ☎69-2140 ☎63-4618

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ 令和元年度の医療保険料 が決まりました。

平成30年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

お一人ごとの保険料額や、納付方法は7月中旬に郵便でお知らせします。

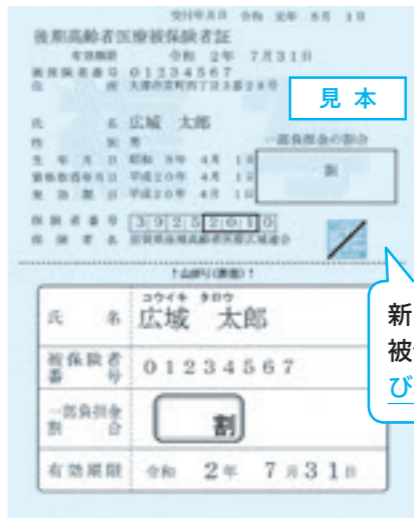
● **医療制度の改正について**
4月から後期高齢者医療保険料の制度が次のとおり改正されました。

- 所得が低い方の保険料均等割の軽減率が一部変わりました。
- 元被扶養者の方への均等割軽減(5割軽減)が、制度加入後2年以内までとなりました。
- ※所得割分については、引き続きかかりません。
- 均等割の軽減範囲が一部拡充となりました。

● **保険料の納付方法**

① **特別徴収**
年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から保険料をお支払いいただきます。

② **普通徴収**
納付書または、口座振替でお支払いいただきます。



新しい被保険者証は
びわ色です

8月1日から有効の新しい被保険者証を簡易書留郵便で、7月中旬に発送します。

● 現在お使いのうぐいす色の被保険者証は、7月31日をもって有効期限が切れます。8月1日からは使えません。

● 8月以降に医療機関等で提示される際は、お間違えのないよう十分ご注意ください。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎69-2142 ☎63-4618

下記のとおり封筒を作ってください。

①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。